

平成26年度 福井県ものづくり人材育成修学資金奨学生募集案内

1 制度概要

- (1) 貸与額
月額6万円
- (2) 貸与期間
理工系大学院の正規の修学期間内
- (3) 貸与時期
年2回(6月(4~9月分)、10月(10月~3月分))
ただし、貸与決定後の最初の貸与は原則として7月に行います。
- (4) 貸与人員
平成26年4月時点で修士1年・博士1, 2年生 15人
修士2年・博士3年生 25人
- (5) 貸与の決定
面接その他の審査を行う福井県ものづくり人材育成修学資金奨学生選考委員会の意見を聞いて決定します。
- (6) 貸与の取消
貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するときは、貸与を取り消します。
① 退学したとき。
② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
⑤ 死亡したとき。
⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (7) 貸与の休止
貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するときは、その期間中は貸与しません。
① 理工系大学院を休学したとき。
② 停学(その期間が1月以上の場合に限る。)の処分を受けたとき。
- (8) 返 還
①〔要件〕 貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金を返還していただきます。
ア 貸与が取り消されたとき。
イ 貸与期間が終了したとき。
ウ 返還の猶予を受けることができなくなったとき。
②〔開始時期〕 上記①〔要件〕の事由が生じた月の翌月から
③〔期 間〕 貸与を受けた期間に相当する期間内
④〔方 法〕 月賦または年賦の均等払
⑤〔利 子〕 無利子
⑥〔延滞利息〕 年14.5パーセント
- (9) 返還の猶予
貸与を受けている方が、修学資金の返還の免除を受ける見込みがあるときは、そ

の間修学資金の返還を猶予します。

(10) 返還の免除

貸与を受けている方が、大学院を修了した日の属する年の翌年4月末日までに「県内ものづくり企業」^(注1)に勤務して研究開発業務に従事し、7年間勤務したときは、修学資金の全部の返還を免除します。

(注1)「県内ものづくり企業」とは、次に掲げる企業であって製造業（日本標準産業分類の大分類E）または情報サービス業（日本標準産業分類の大分類Gの中分類39）を営むものを指します。

(1) 福井県内に本社を有する企業

(2) 福井県内に事業所を有する企業であって、当該事業所に理工系大学院の卒業者を7年以上勤務させることが見込まれるもの

(11) 就職促進事業への参加

貸与を受けている方は、大学院を修了するまでの間、やむを得ない理由がある場合を除き、県内ものづくり企業への就職を促進するための事業に積極的に参加するよう努めてください。

2 応募資格

次の要件の全てに該当する方

- (1) 平成26年4月時点で理工系^(注2)大学院に在学する方（見込み含む）であること。

(注2)「理工系」には薬学、生物学、土木工学、建築学、農学、畜産学、水産学等を含みます。

- (2) 在学する理工系大学院に社会人入学試験により入学した方でないこと。
- (3) 大学院を修了した日の属する年の翌年4月末日までに県内ものづくり企業に勤務して研究開発業務に従事することを希望する方であること。
- (4) 日本国籍を有する方または次のいずれかに該当する方であること。
- ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する方
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者の在留資格をもって本邦に在留する方

3 選考方法

面接審査（平成26年4～5月中旬実施（予定））

個別に面接を行い、全員に合否を郵便で通知します。合格者には、6月中旬（予定）に貸与決定通知書を郵送します。

平成26年4月時点で修士2年・博士3年生の方については、就職活動中であることから個別に日程調整して面接審査を実施します。

4 提出書類

- (1) 福井県ものづくり人材育成修学資金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 大学院の在学証明書
申請時点で大学院に入学していない者は、大学院の合格通知書の写しを提出
- (4) 在学している大学院の学長、研究科長もしくは指導教員の推薦書または大学の学長、学部長もしくは指導教員の推薦書（様式第3号。厳封したもの）
- (5) 学業成績証明書（直近のものであって、厳封したもの）
- (6) 小論文（別紙1の課題について、800字程度で記述してください。）
- (7) 住民票の写し（貸与申請日前3か月以内に発行されたもの）

5 応募受付期間および応募受付時間

- (1) 期 間
平成26年3月12日（水）から同年4月4日（金）まで
 - (2) 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日は除きます。）
- ※ 提出書類は持参または郵送してください。なお、郵送する場合は封筒の表に「奨学生申込」と朱書の上、必ず書留郵便にしてください。平成26年4月4日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

6 書類提出先

〒910-0296

福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センタービル内
（公財）ふくい産業支援センター ふるさと産業支援部経営革新・コンサルグループ
TEL 0776（67）7424

【お問い合わせ先】

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県 産業労働部 地域産業・技術振興課 産学官連携推進グループ

担当：近藤、黒木 TEL 0776（20）0374

〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センタービル内

（公財）ふくい産業支援センター ふるさと産業支援部経営革新・コンサルグループ

担当：中嶋、西村 TEL 0776（67）7424

福井県ものづくり人材育成修学資金 貸与申請書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター理事長 様

申請者 氏名 ㊞

福井県ものづくり人材育成修学資金の貸与を受けたいので、福井県ものづくり人材育成修学資金貸与事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、要綱の規定を遵守し、学業に専念し、大学院修了後は、要綱第2条に定める県内ものづくり企業に勤務することを誓います。

貸与を受けようとする期間	年 月から 年 月まで				
貸与金額	福井県ものづくり人材育成修学資金貸与事業実施要綱第4条第1項に定める額				
申請者本人	ふりがな	生年月日		年 月 日	
	氏名	年 齢		満 歳	
		性 別		男・女	
	現住所	郵便番号		電話番号 ()	
	在学中の大学院	(大学院名)	(研究科)	(専攻)	(課程)
		入学年月	年 月	修了見込 年 月	年 月
保証人	ふりがな	生年月日		年 月 日	
	氏名	年 齢		満 歳	
		性 別		男・女	
	現住所	郵便番号		電話番号 ()	
	職業	勤務先			
	年収 (税込み)	申請者との 関係			

履 歴 書

平成 年 月 日現在

ふりがな				性別	写 真 (30 mm×40 mm) ・貸与申請日前3か月以内に撮影したものであること。 ・デジタル写真の場合、写真専用紙等を使用し、画質が鮮明であること。	
氏 名						
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)					
ふりがな				携帯番号		
現住所	〒			()		
ふりがな				電話番号		
帰省先住所	〒			()		
メールアドレス						
年号	年	月	学 歴 (高等学校入学以後について新しいものから順に記載)			
			学 校 名	学 部 名	学 科 名	卒業・卒業見込等
		から まで				
		から まで				
		から まで				
		から まで				
年号	年	月	職 歴 (アルバイトまたは学校以外での実習その他を含む)			
			勤 務 先	職 務 内 容	正社員や正職員の場合「○」	
		から まで				
		から まで				
		から まで				
		から まで				
		から まで				
		から まで				

(裏面)

専門分野 および 研究内容		
クラブ活動 スポーツ・ 文化活動等		
趣味		
特資 資格		
志望の動機		
現時点での 就職希望先	業種・分野	
	企業名 (福井県内に本 社を有するもの づくり企業)	
備考		
この履歴書のすべての記載事項に相違はありません。 平成 年 月 日 氏名		

印

【記入上の注意】 楷書、算用数字を使用すること。

推 薦 書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター理事長 様

住所
電話番号 ()
大学名
学長、研究科長または
指導教員の役職・氏名

㊞

次の者は、福井県ものづくり人材育成修学資金の貸与を受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

氏 名	
研究科	
専 攻	
課 程	
所 見 (人物・成績等)	

注 本推薦書は、厳封の上、被推薦者へ渡すこと。

